平成２２年（フ）第１５４号
大阪府守口市佐太東町１丁目16番14―404号
債務者　木原ます枝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９号
大阪市天王寺区南河堀町９番48―1118号
債務者　大田　賀隆
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５号
大阪府八尾市青山町２丁目７番11号
債務者　飯間加奈子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９号
大阪府池田市室町５番45号　201号
債務者　樋口沙弥香
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６号
大阪市住吉区苅田９丁目５番15―904号
債務者　石川　俊夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目７番11号
債務者　竹上　俊介
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１号
大阪府大東市赤井１丁目３番21号　レジデンス大東107
債務者　川本　　悟
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９号
大阪府東大阪市足代３丁目７番６号
債務者　光田今子こと　朴　　今子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８２号
山口県岩国市通津3063番地９
債務者　田中　光代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１４４号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋3879番地
債務者　坂本ひろみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１５９号
佐賀県唐津市浜玉町横田下92番地13、前住所佐賀県佐賀市鍋島町大字鍋島1379番地
債務者　隈　　勇人
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第３７６１号
愛知県豊明市栄町上姥子３番地213　栄団地Ａ棟704号
債務者　田村　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７７４号
神戸市長田区西代通３丁目11番11号、従前の住所神戸市兵庫区駅前通２丁目１番８―113号
債務者　藤田　祥行
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７５号
神戸市長田区西代通３丁目11番11号、従前の住所神戸市兵庫区駅前通２丁目１番８―113号
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０２号
神戸市中央区大日通２丁目１番18号ネーションエンジ302号、従前の住所京都府向日市寺戸町大牧２番地の107
債務者　平川　美香（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３号
神戸市灘区原田通１丁目１番15―304号
債務者　松岡　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目８番12号　林ハイツ105号
債務者　渡邊　峰雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
神戸市灘区六甲台町10番９―403号
債務者　黒塚　誠一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部